

日中サービス支援型共同生活援助に係る
協議会での評価等について

日中サービス支援型共同生活援助の評価等について

日中サービス支援型共同生活援助事業者（以下、「事業者」という。）は、地方公共団体が設置する協議会等に対し、年1回以上、定期的に事業の実施状況を報告し、協議会等による評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

日中サービス支援型共同生活援助は、障がい者の高齢化、重度化に伴い、常時介護を要する障がい者の暮らしの場を確保するために、創設されました。

障がい者によっては、日中活動が難しく、一日を共同生活住居で過ごさなければならない利用者もいることから、提供されるサービスの質の確保を図る必要があります。

このことから、本市では、釧路市障がい者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を当該協議会等に位置付け、評価等を行うものとします。

（参考）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備に関する基準

第二百十三条の十（協議の場の設置等）

協議会に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（参考）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第八十九条の三（協議会の設置）

- 1 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

1 釧路市障がい者自立支援協議会での評価等について

事業者は、事業実施状況報告シートを、本市が指定する日までに提出し、協議会の運営会（※1）及び全体会（※2）で、報告シートに基づき、実施状況等を説明します。本市では、運営会及び全体会で評価した内容等（協議会の意見）を、事業者に通知するとともに、釧路総合振興局へ情報提供を行います。

報告・評価の流れは、以下のとおりです。

[運営会等への報告]

- ①（事業者） 「事業実施状況報告シート」に基づき、運営会に、前年度の事業実施状況及び前回の協議会の要望・助言に対する取り組み状況を報告する。
- ②（事務局） 運営会の意見を集約する。
- ③（各部長） 必要に応じ専門部会の意見の集約を行い、事務局に報告する。

[全体会への報告]

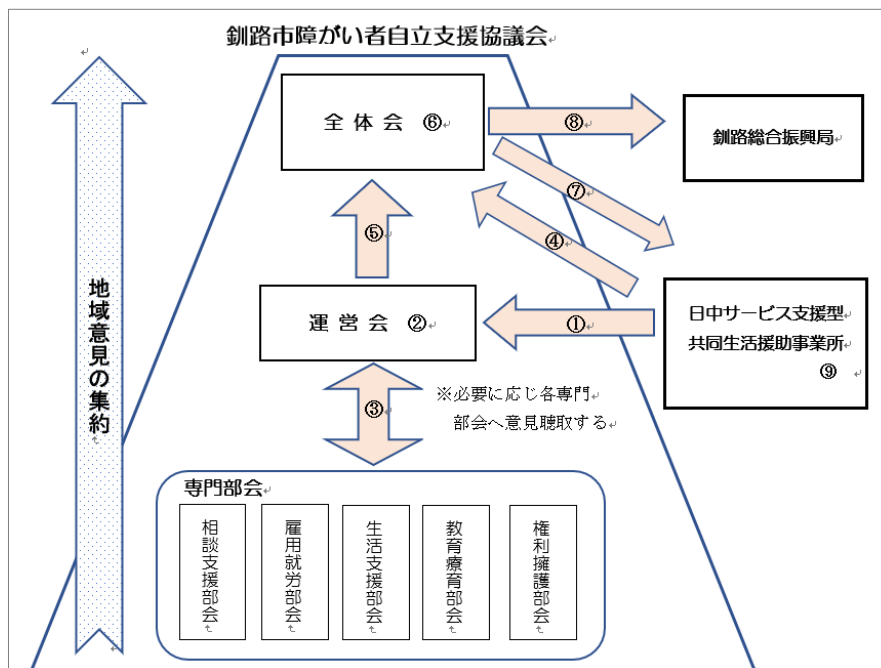
- ④（事業者） ①と同様の内容を全体会に報告する。
- ⑤（事務局） 運営会等で集約された意見を全体会に報告する。
- ⑥（事務局） ④及び⑤をもとに、全体会で「協議会の意見」をまとめる。

[評価の通知等]

- ⑦（事務局） 「協議会の意見」を事業者に通知する。
- ⑧（事務局） 「協議会の意見」を釧路総合振興局に情報提供する。
- ⑨（事業者） 「協議会の意見」を検討、取り組む。

※1 運営会とは、相談支援部会、雇用就労部会、生活支援部会、権利擁護部会、教育・療育部会からなる専門部会で協議された事項や、関係者による支援体制の推進に必要な事項を協議する場です。

※2 全体会とは、運営会で協議された事項や、協議会の設置目的である障がい者の自立の促進を達成するために必要な事項を協議する場です。



2 日中サービス支援型共同生活援助 事業実施状況報告シートについて

[シートの内容と評価の視点]

事業者は、「日中サービス支援型共同生活援助事業実施状況報告シート」に基づき、①常時の支援体制、②短期入所、③特定相談支援事業所等との連携、④支援の実施、⑤自立支援協議会からの要望や助言に対する取り組み、について報告します。

評価の視点の説明は、以下のとおりです。

① 常時の支援体制について

評価の視点	説明等
日中活動サービス（※）等を利用できない障がい者への日中支援は、利用者の意向にそっているか。	日中活動サービス等を利用することができず、日中を共同生活住居で過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえた日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。 【解釈通知平 18 障発 1206001 第 15 の 4(3)③】
日中活動サービス等の利用が制限されていないか。	日中活動サービスを利用して支援を行うことが基本であり、住居内で支援が完結することは例外的な対応であるため、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう支援する。 【解釈通知平 18 障発 1206001 第 15 の 4(3)③】
夜間の支援体制が確保されているか。	夜間及び深夜の時間帯においても、利用者の状態に応じた介護等の支援を行う体制を確保するため、当該夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤を行う夜間支援従事者を 1 人以上配置する。 【解釈通知平 18 障発 1206001 第 15 の 4(1)③】

※日中活動サービス：障がい者の昼間の活動を支援するサービス。生活介護や就労継続支援等のサービスを指す。

② 短期入所について

評価の視点	説明等
地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊のニーズに対応しているか。	事業所の入居定員のほか、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援等に応じるため、指定短期入所を行う。 【解釈通知平 18 障発 1206001 第 15 の 4(3)①】

③ 特定相談支援事業所等との連携について

評価の視点	説明等
特定相談支援事業を行う事業所は他事業者であるか。	適正な支援及び中立性を確保し、自らの法人と異なる視点での検討が欠如することを防ぐため、他の法人が運営する特定相談支援事業所と連携する。 【基準省令平 24 厚令 28 第 2 の 4】
特定相談支援事業所等と緊密な連携を図っているか。	個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者と緊密な連携を図る。 【解釈通知平 18 障発 1206001 第 15 の 4(3)③】

④ 支援の実施について

評価の視点	説明等
利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されているか。	利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。また、地域に開かれたサービスとするため、地域住民との交流ができる機会等を確保するよう努めなければならない。 【基準省令平 18 厚令 171 第 213 の 9 の 4】
利用者が充実した地域生活を送るために、外出や余暇活動等の支援に努めているか。	利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。利用者の生活が住居内で完結しないよう、地域との交流に繋がる取り組みを行う。 【解釈通知平 18 障発 1206001 第 15 の 4(3)③】
研修等により、支援の質の確保に努めているか。	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなくてはならない。また、障がい特性の理解が従事者の資質向上の根本であり、障がい特性の理解を深めるために必要な研修を実施するよう努める。 【基準省令平 18 厚令 171 第 3 の 3】

⑤ 自立支援協議会からの要望、助言に対する取り組み

評価の視点	説明等
協議会からの要望、助言に取り組んでいるか。	協議会からの要望や助言を受け止め、対応することにより、事業所を地域に開かれたものとし、サービスの質の確保を図る。 【基準省令平 18 厚令 171 第 213 の 10】

※解釈通知平 18 障発 1206001：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年障発第 1206001 号）

※基準省令平 24 厚令 28：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）

※基準省令平 18 厚令 171：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）

3 日中サービス支援型共同生活援助とは

障がい者の高齢化に伴い、グループホームの利用者の重度化や機能低下、あるいは「親亡き後」など様々な状況下において、入所施設に頼らず地域生活を継続するために、住まいを中心とした障害福祉サービスの見直しが求められてきました。

平成30年度には、それまで外部サービス利用型共同生活援助、介護サービス包括型共同生活援助の2類型だったグループホームに、新たな類型として、日中サービス支援型共同生活援助が創設されました。

日中サービス支援型共同生活援助は、重度化・高齢化の障がい者に対して常時の支援体制を確保することを基本としています。

※【参考1】【参考2】を参照のこと。

(1) 対象者

- ・ 地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障がい者
- ・ 身体障がい者は、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限ります。

(2) サービスの内容

- ・ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
- ・ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を行います。
- ・ 短期入所（定員1～5人）を併設し、在宅で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供します。

(3) 主な人員配置

サービス管理責任者	利用者30人：1人以上
世話人	5：1以上（3：1～5：1）
生活支援員	障害支援区分に応じ 2．5：1～9：1以上
その他	昼夜を通じて1人以上の職員を配置

(4) 報酬単価（令和3年度～）

【基本報酬】

- ・ 世話人の配置や障害支援区分等に応じて報酬単価を設定
- ・ 252単位～1,105単位

< 例 >

世話人の配置	障害支援区分	利用者の状況	単位数
5 : 1	区分1以下	共同生活住居以外で日中活動サービス等を利用した場合	252単位/日
5 : 1	区分3	共同生活住居以外で日中活動サービス等を利用した場合	440単位/日
3 : 1	区分3	共同生活住居で日中支援を実施した場合	650単位/日
3 : 1	区分6	共同生活住居で日中支援を実施した場合	1,105単位/日

【主な加算】

加算の名称	内容	単位数
看護職員配置加算	基準で定める従事者に加え、看護職員（看護師、准看護師、保健師）を常勤換算方法で1以上配置し、利用者の日常的な健康管理等を実施した場合	70単位/日
夜勤職員加配加算	基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を1以上追加で配置した場合	149単位/日
精神障害者地域移行特別加算	精神科病院等に1年以上入院していた精神障がい者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合	300単位/日
強度行動障害者地域移行特別加算	障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合	300単位/日

【参考 1】平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容より（厚生労働省）

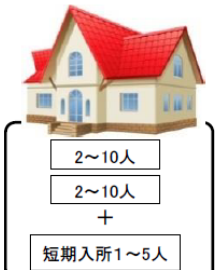
重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の 5 : 1 をベースに、4 : 1 及び 3 : 1 の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
 - ※ 世話人の配置が3:1の場合

(1) 区分6	1,098単位
⋮	⋮
⋮	⋮

※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

2

【参考 2】共同生活援助（グループホーム）の類型

類型	介護が必要な方への対応	人員基準 (世話人※1・生活支援員※2など)
外部サービス利用型	外部の居宅介護事業所に委託し、介護サービスを提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者：世話人=6：1 ・生活支援員の配置なし
介護サービス包括型	当該事業所の従業者が介護サービスを提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者：世話人=4～6：1 ・利用者：生活支援員=2.5～9：1
日中サービス支援型	当該事業所の従業者が常時の介護サービスを提供	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者：世話人=3～5：1 ・利用者：生活支援員=2.5～9：1 ・昼夜を通じて1人以上の職員を配置

※1 世話人…日常生活上の相談や、家事全般の手伝いなどを行う。

※2 生活支援員…食事の介助や入浴介助など介助・介護を行う。

4 様式

[日中サービス支援型共同生活援助 事業実施状況報告シート]

日中サービス支援型共同生活援助 事業実施状況報告シート					
				記入者氏名(管理者)	
事業所名			法人名		
事業者所在地			共同生活援助 定員	短期入所 定員	
職員配置 (常勤換算)	管理者	サビ管	世話人	生活支援員	夜間体制
評価の視点	【事業所記入欄】 具体的な内容			【協議会の意見】	
1. 常時の支援体制について					
① 日中活動サービス等を利用できない障がい者への日中支援は、利用者の意向にそっているか	支援内容等	○日中活動サービスの未利用人数： 人 ※別紙1②転記			
② 日中活動サービス等の利用が制限されていないか	事業所の方針	○日中活動サービスの利用人数： 人 ※別紙1①転記			
③ 夜間の支援体制が確保されているか	支援内容等				
2. 短期入所について					
地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊のニーズに対応しているか	緊急受入事例	○短期入所の利用実人数： ○短期入所の延べ稼働数： ○短期入所の実人数当たりの平均利用日数：			
3. 特定相談支援事業所等との連携について					
① 特定相談支援事業を行う事業所は他事業者であるか	連携方法	○同事業者の特定相談支援利用者数： 人 ※別紙1③転記 ○他事業者の特定相談支援利用者数： 人 ※別紙1④転記			
② 特定相談支援事業所等と緊密な連携を図っているか					

事業所名		
評価の視点	【事業所記入欄】 具体的な内容	【協議会の意見】
4. 支援の実施について		
① 利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されているか	○家族との交流機会：	
	○地域住民との交流機会：	
	交流内容等	
② 利用者が充実した地域生活を送るために、外出や余暇活動等の支援に努めているか	○全体のレクリエーション：	
	○個別のレクリエーション：	
	支援内容等	
③ 研修等により、支援の質の確保に努めているか	○実施した研修等の例	
	①	
	講師：	
	内容：	
	②	
	講師：	
	内容：	
	研修後の取組	
5. その他		
特別に記載することがあればご記入ください		
6. 自立支援協議会からの要望、助言に対する取り組み		
自立支援協議会からの要望、助言に誠実に取り組んでいるか	取り組み方法、取り組み結果については、別紙2のとおり	

別紙1 利用者の状況

事業所名													現在
No.	性別	年代	支給 決定 市町村	障害種別・等級			障害 支援 区分	車椅子 利用	特別 な 対応	対応の詳細、 頻度等	利用中の日中 活動サービス 事業所名	月平均 利用日数	特定相談支援事業所名
				身体手帳	精神 手帳	療育 手帳							
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
(特記事項)											①日中サービス 利用者	③同事業者	
											②日中サービス 未利用者	④他事業者	

別紙2 自立支援協議会意見への取り組み状況

事業所名	
【前年度の協議会の意見】	【取り組み方法・取り組み結果】 ※事業所記入欄
1. 常時の支援体制について	
2. 短期入所について	
3. 特定相談支援事業所等との連携について	
4. 支援の実施について	
5. その他	